

沖縄市人事給与・庶務事務システム 再構築業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月

沖縄市

1 目的

この要領は、沖縄市の人事管理、給与管理、勤怠管理及び会計年度任用職員制度等に関わる業務に最も適したシステムを導入し、安定的な運用と信頼のおける保守を提供する業者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築業務

(2) 業務内容

「沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築業務_概要仕様書」(別紙1)のとおり。

(3) 契約期間（予定）

構築委託料：契約締結日から令和9年3月31日

使用料・保守委託料：令和9年4月1日から令和14年3月31日

(4) 契約課

沖縄市役所総務部人事課

(5) 提案上限額

構築委託料：28,710,000円

使用料（保守委託料）：124,850,000円（5年間）

合 計：153,560,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

※各契約ごとの上限額を超えることはできない。

※令和8年度は構築及び並行稼働、令和9年度本稼働開始。

(6) 留意点

① 使用料についてはシステムや機器を含めたリース契約とし、システム保守や機器保守、運用保守については保守委託料とする。

② システムの本稼働（運用開始日）は令和9年4月1日とする。（予定）

③ 提案上限額は契約額を示すものでなく、企画内容の規模を示すためのものである。

④ 上記の提案上限額を限度とし、「沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築委託契約」「沖縄市人事給与・庶務事務システム使用契約」について契約を締結するものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく市の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。

(2) プロポーザルの公告日から契約締結日までの間に沖縄市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。

(5) 沖縄県内にシステムサポートできるサービス拠点を有すること。

- (6) プライバシーマークまたは ISO/IEC27001 を取得しており、かつ、沖縄市個人情報保護法施行条例及び沖縄市情報セキュリティポリシーを遵守することについて誓約できること。
- (7) 沖縄市暴力団排除条例第 2 条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。
- (8) 「沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築_概要仕様書」に定める内容を遂行できること。

4 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加表明書

①提出書類

No	様式	提出書類	提出部数
1	指定	プロポーザル参加表明書（様式 1）	1 部
2	官公庁様式	履歴事項全部証明書等 ①「登記簿謄本」	各 1 部
3	官公庁様式	滞納のない証明書 ①「市町村税」「県民税」「法人税」「消費税及び地方消費税」	各 1 部
4	任意	貸借対照表及び損益計算書(最新年度を含む 2 年分)	各 1 部
5	任意	プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を証明するもの	各 1 部

②提出期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）～令和 8 年 2 月 20 日（金）

※上記の受付時間は開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、12 時から 13 時は受付時間外とする。

③提出先

沖縄市役所総務部人事課

④提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限内「必着」とする。）及び電子メールにてデータを提出するものとする。

※郵送の際には配達証明等を利用して期間までに届いていることを確認すること。

(2) 企画提案書等

①提出書類

No	様式	提出書類	提出部数
1	任意	企画提案書	原本 1 部 + 電子データ
2	指定	企業概要書（様式 2）	原本 1 部 + 電子データ
3	指定	企業業務実績（様式 3）	原本 1 部 + 電子データ
4	指定	協力連携事業者調書（様式 4）	原本 1 部 + 電子データ
5	指定	提案見積書（様式 5）	原本 1 部 + 電子データ
6	任意	見積明細書	原本 1 部 + 電子データ

No	様式	提出書類	提出部数
7	指定	再構築業務要件一覧（回答）	原本1部+電子データ
8	任意	システム機能一覧	原本1部+電子データ
9	任意	帳票出力機能一覧	原本1部+電子データ
10	任意	帳票出力サンプル集	原本1部+電子データ

※見積書(様式5)については「2.業務の概要(5)提案上限額」の2つの項目に分けて記載すること。

※見積明細書(任意)については、提案見積書(様式5)の金額の明細(単価や作業工数等)を記載すること。

②提出期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月20日（金）

※上記の受付時間は開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、12時から13時は受付時間外とする。

③提出先

沖縄市役所総務部人事課

④提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限内「必着」とする。）及び提出書類のデータ一式を電子メールにて提出するものとする。

※郵送の際には配達証明等を利用して期間までに届いていることを確認すること。

(3) 企画提案書等の注意事項

①参加申し込みをした者は、「沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築業務_企画提案書等作成要領」を参照の上、企画提案書の作成を行うこと。

②用紙は、原則としてA4縦形式に横書きし、ホチキス等で2点止めとすること。ただし、図表等についてはA3版も可とする。添付する説明資料やパンフレット等がある場合はこの限りではない。

5 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

①様式

質問照会書（様式6）

②受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月13日（金）

※上記の受付時間は開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、12時から13時は受付時間外とする。

③提出先

沖縄市役所総務部人事課

④提出方法

持参、郵送又は電子メール（いずれの方法でも提出期限内「必着」とする。）

※質問は代表者を決め、質問する事。

⑤質問に対する回答方法

質問は参加表明後に行うことができ、回答は参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メール又はFAXにより行う。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

6 優先交渉権者決定

優先交渉権者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

企画提案書等の提出期限後、その内容について書類審査を実施し、デモンストレーション、プレゼンテーション審査に参加する上位3社を選定する。その後、選定結果について別途通知する。

(2) 二次審査（デモンストレーション、プレゼンテーション審査）

書類審査によって上位3社に選定されたものについて、沖縄市人事給与システム選定委員会及びワーキンググループにおいて、審査を実施する。

① デモンストレーション、プレゼンテーションの開始時刻及び実施場所の詳細については担当者あてに通知する。なお、自然災害等により実施日やそれ以降のスケジュール等が変更となる場合は、改めて通知する。

② デモンストレーション、プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）については、提案事業者で用意すること。

(3) 選定方法

一次審査及び二次審査の各評価点を合計した点数が、最も高い者を優先交渉権者、優先交渉権者に次いで高い者を次点交渉権者とする。

なお、最高得点者が二者以上あった場合は、企画提案書の評価が上位の者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、プレゼンテーションの評価及びデモンストレーションの評価の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。上記においても優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

ただし、合計点数の得点率が60%に満たない場合は交渉権者を決定しない場合がございます。

(4) 選定結果

優先交渉権者の選定結果については、デモンストレーション、プレゼンテーションに参加したものに対し文書にて通知する。なお、選定の有無・審査による獲得点数及び順位のみを通知し、

その他の審査内容については公表しない。また、審査等に対して異議及び質問は一切受け付けないこととする。

(5) 契約について

最終的な契約額と提案価格は必ずしも同額とならない点、また、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある点に留意すること。

7 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ①実施要領等に示した参加者に必要な要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④その他実施要領に示した条件に違反した場合

8 契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

本市は、優先交渉権者を本契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、本業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び協議が実施できない場合には、次点交渉権者を見積書を徴する相手先として再特定することができる。

- ①優先交渉権者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定するものに該当することとなったとき。
- ②優先交渉権者が、本市から本件に関わる指名停止を受けることとなったとき。
- ③優先交渉権者が、特定後に本要領 7 に掲げる失格条項に該当し失格となったとき。

(2) 契約金額

- ①契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。
- ②契約金額は、優先交渉権者から提出された見積書の額を超えないこととする。

(3) 業務の仕様及び実施条件

- ①本業務の仕様については、概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、本市及び優先交渉権者が協議の上、定めるものとする。
- ②本市は、本業務の仕様決定にあたり、優先交渉権者に対し業務の具体的な実施方法の提案等を依頼することができる。

(4) 契約履行

本業務の契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

(5) 失格に関する契約の解除

本業務の契約後に、受託事業者が本要領 7 に定める失格条項に該当していることが明らかとなつた場合には、契約を解除することができる。

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

実施内容	実施期間
公募型プロポーザル開始	令和8年2月6日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年2月6日（金）～令和8年2月20日（金）
質問書の提出期限	令和8年2月6日（金）～令和8年2月13日（金）
質問書への回答	令和8年2月17日（火）
企画提案書の受付期間	令和8年2月6日（金）～令和8年2月20日（金）
書類審査の結果通知	令和8年2月27日（金）
デモンストレーション	令和8年3月6日（金）
プレゼンテーション	令和8年3月10日（火）
最終審査結果の通知	令和8年3月23日 予定
業務に関する協議	令和8年3月下旬 予定
業務契約	令和8年3月下旬 予定

※上記の受付時間は開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、12時から午後13時は受付時間外とする。

※日程について、本市の都合等により変更となる場合がある。

9 その他の留意事項

- ①本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- ②参加表明書提出後、辞退を希望する場合は速やかに、提案辞退届（様式7）を提出することとする。
- ③提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本国通貨とする。
- ④提出済みの書類を変更する場合は、事前に本市に届けるものとする。その場合には、従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、見積書の変更、差し替え、または再提出は認められない。
- ⑤提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市と事業者による協議の上で、全部または一部を無償で使用できるものとする。
- ⑥事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う場合がある。
- ⑦提出された書類等は返却しない。
- ⑧本市から提示した本業務に関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用すること及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- ⑨次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ア) 本要領に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
 - イ) 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合
 - ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されてない場合
 - エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - オ) 虚偽の記載を行っている場合
 - カ) 2通以上の提案を行った場合

キ) 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、沖縄市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

10 添付資料

- ① 沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築業務_公募型プロポーザル実施要領（本資料）
- ② 沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築業務_概要仕様書（別紙 1）
- ③ 沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築業務_デモンストレーション・プレゼンテーション実施要領（別紙 2）
- ④ 沖縄市人事給与・庶務事務システム再構築業務_企画提案書等作成要領（別紙 3）

11 最終審査結果について

最終審査結果については、二次審査に参加したものに対し通知する。なお、審査内容についての公表は行わない。また、審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないものとする。

12 連絡先

沖縄市役所総務部人事課（担当：石原）
TEL：098-939-1212/FAX：098-934-3830
MAIL：jinjia13@city.okinawa.lg.jp